

中城村役場庁舎個別施設計画

～新庁舎建設に向けて～



平成30年1月

中城村役場 総務課

〒901-2493 沖縄県中頭郡中城村当間 176

目 次

1. 個別施設計画の位置付け	1
(1) 計画策定の背景および目的	1
(2) 対象施設（優先順位の考え方）	1
(3) 計画期間.....	2
(4) 目指す姿.....	2
2. 現状と課題	3
(1) 利用状況.....	3
(2) 将来人口の見込み	4
(3) 耐震状況.....	5
(4) 老朽化状況.....	5
(5) 躯体状況.....	6
(6) 維持コスト状況.....	11
(7) 更新コスト状況.....	13
3. 個別施設計画の方針.....	14
(1) 暫定評価を用いた方向性の検討	14
(2) 複数方向性による比較.....	14
(3) 施設方針の決定.....	14
(4) 具体的なスケジュールの検討.....	17
4. 体制構築	18
5. 更新後の維持管理について（フォローアップ）	19
(1) 新庁舎の維持管理について	19
(2) 旧庁舎の建物について.....	21
(3) 旧庁舎跡地利用について	21

1. 個別施設計画の位置付け

(1) 計画策定の背景および目的

我が国では少子高齢化がますます進んでおり、多くの地方公共団体では年少人口・生産年齢人口の減少に伴い、将来の財政状況悪化が予測されています。

本村は稀なケースとして過去 10 年間をみても順調に人口が増加してきました。しかし、その増加傾向も平成 47 年度をピークに減少に転じると推計されています。

公共施設等の整備につきましては、過去に整備された公共建築物、各種インフラが整備から既に数十年経過し、今後は順次、更新（建替え）や大規模改修の時期を迎えることとなります。老朽化による重大事故を未然に防ぎ、また行政サービスの水準を維持するため、本村では平成 28 年度に「中城村公共施設等総合管理計画」を策定しました。

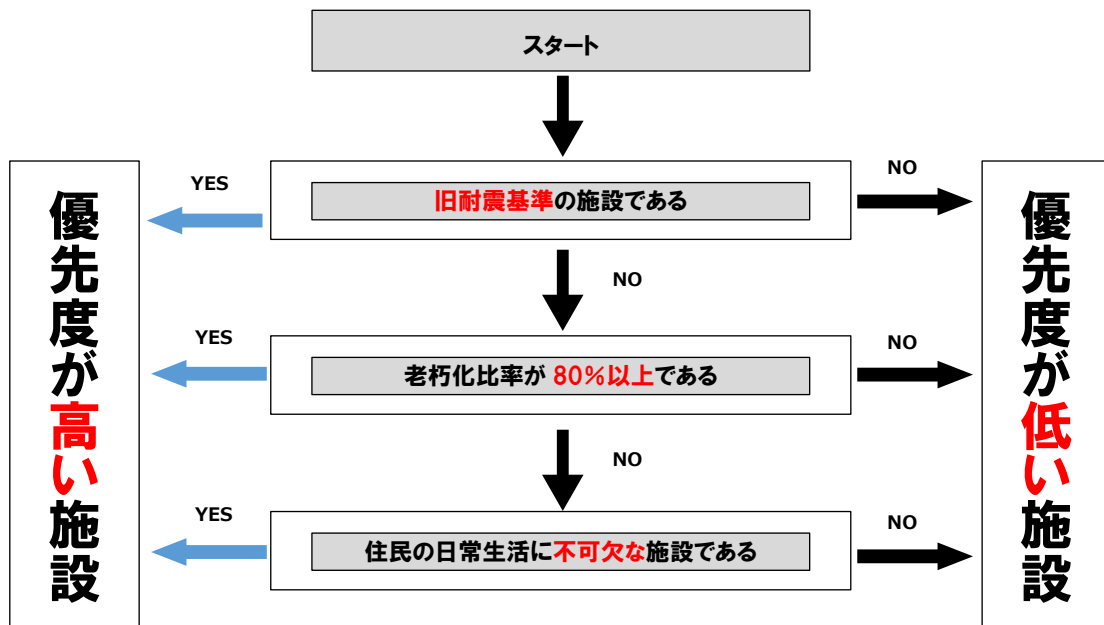
本計画は、「中城村公共施設等総合管理計画」を上位計画とする個別施設計画（庁舎）となります。

役場庁舎は、災害時の拠点であり、業務継続計画においても重要な役割を担う施設であることから本村が将来にわたって役場庁舎を適正かつ安全にマネジメント（管理・運営）し、それに伴う財政負担の軽減、平準化を目的とした個別施設計画を策定します。

(2) 対象施設（優先順位の考え方）

「安全性」を第一義に住民サービスの「水準」「快適性」「利便性」の向上、地域の拠点としての役割・重要性を優先し、整備を進めていきます。

図表 1 優先順位の考え方



図表1のとおり、旧耐震基準であるなど躯体状況や老朽化状況により緊急性がある施設を優先的に検討した結果として本個別施設計画で対象とする施設（類型）は、以下の図表2に示す「庁舎」とします。

図表2 対象施設

施設類型	施設名称	地区	行政区
小学校	津覇小学校	下地区	津覇
	中城小学校	下地区	屋宜
	中城南小学校	南上原地区	南上原
中学校	中城中学校	下地区	屋宜
共同調理場	中城村学校給食共同調理場	下地区	奥間
幼稚園	津覇幼稚園	下地区	津覇
	中城幼稚園	下地区	屋宜
保育所	吉の浦保育所	下地区	当間
児童館・子育て支援施設	なかよし児童館	下地区	当間
	子育て支援センター	下地区	当間
社会福祉施設	中城村老人福祉センター	下地区	添石
社会教育系施設	教育相談室・文化財資料室・文化財展示室	下地区	安里
	中城村吉の浦会館	下地区	安里
スポーツ系施設	吉の浦公園 村民体育館	下地区	安里
	吉の浦公園 多目的広場（陸上競技場）	下地区	安里・当間
	吉の浦公園 管理棟（陸上競技場内）	下地区	安里・当間
	吉の浦公園 青少年広場（野球場）	下地区	安里・当間
	吉の浦公園 庭球場（テニスコート）	下地区	安里・当間
	吉の浦公園 クラブハウス	下地区	安里・当間
公民館	泊コミュニティセンター	下地区	泊
	久場コミュニティセンター	下地区	久場
集会施設	中城村浜漁民集落センター	下地区	奥間
庁舎	中城村役場	下地区	当間
その他施設	中城城跡 トイレ	下地区	泊
	北上原分校跡	上地区	北上原

（3）計画期間

本計画の期間は、平成30年度から平成39年度の10年間とします。

但し、策定後においても社会情勢の変化や上位計画である「中城村公共施設等総合管理計画」の見直し等に合わせて、適時見直しを行うものとします。

（4）目指す姿

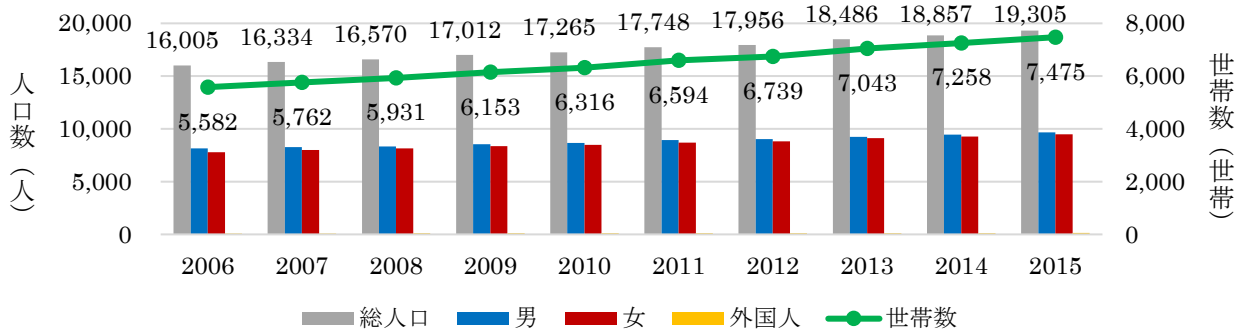
役場庁舎について「安全性」を第一義に、公共施設サービスとしての「快適性」及び「利便性」の向上、地域の拠点として本村の行政窓口機能の充実を目指します。

2. 現状と課題

(1) 利用状況

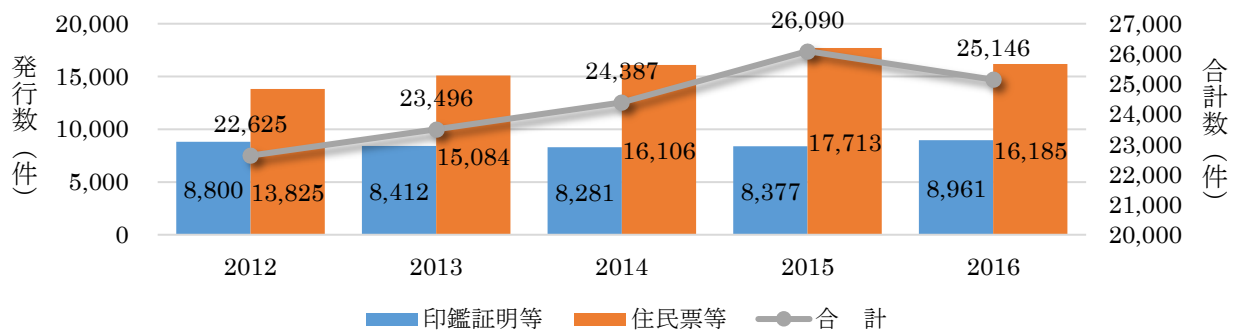
過去10年間における人口推移と役場庁舎の利用状況（稼働状況）については以下のとおりです。

図表 人口の推移（単位：人）



	総人口	人口			世帯数	対前年度増減	
		男	女	外国人		人口	世帯
2006年度	16,005	8,148	7,780	77	5,582		
2007年度	16,334	8,262	7,990	82	5,762	+ 329	+ 180
2008年度	16,570	8,321	8,149	100	5,931	+ 236	+ 169
2009年度	17,012	8,538	8,351	123	6,153	+ 442	+ 222
2010年度	17,265	8,664	8,480	121	6,316	+ 253	+ 163
2011年度	17,748	8,931	8,708	109	6,594	+ 483	+ 278
2012年度	17,956	9,034	8,809	113	6,739	+ 208	+ 145
2013年度	18,486	9,258	9,117	111	7,043	+ 530	+ 304
2014年度	18,857	9,453	9,283	121	7,258	+ 371	+ 215
2015年度	19,305	9,679	9,488	138	7,475	+ 448	+ 217

図表 利用状況（単位：件）



	2012	2013	2014	2015	2016
印鑑証明等	8,800	8,412	8,281	8,377	8,961
住民票等	13,825	15,084	16,106	17,713	16,185
合計	22,625	23,496	24,387	26,090	25,146

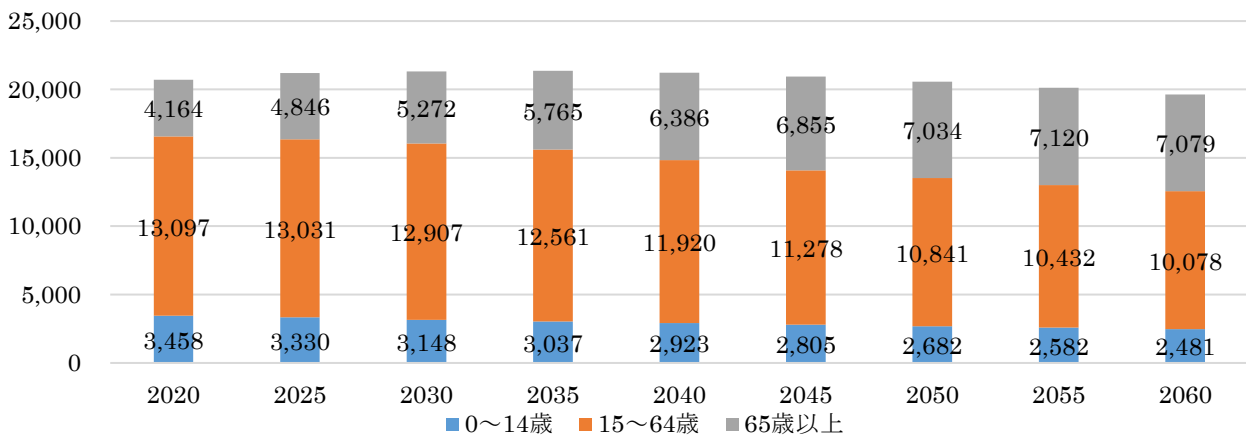
※印鑑証明書や住民票等の発行枚数を来庁者数とみなして記載しているため、実際の利用者数とは異なります。

(2) 将来人口の見込み

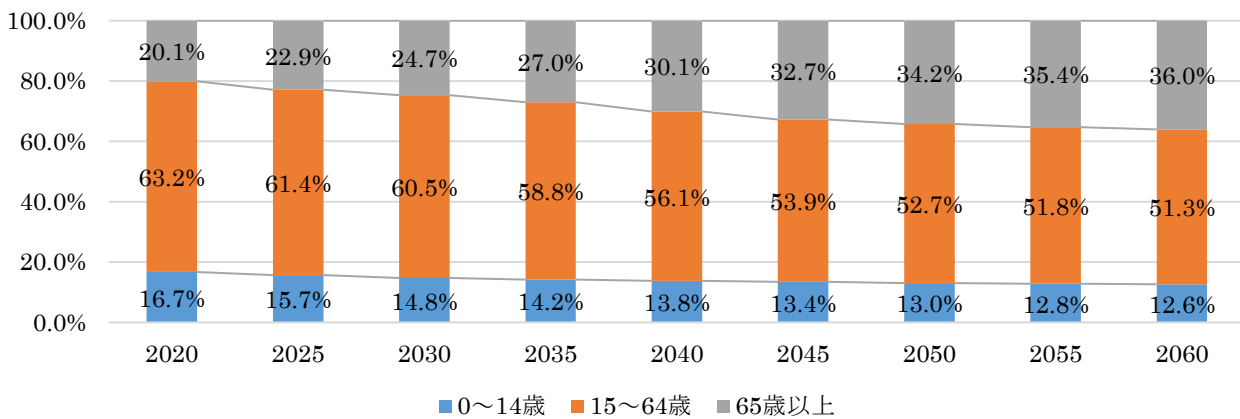
中城村人口ビジョンの推計によると、将来人口のピークは平成 47 年（2035 年）で、そこから減少の一途をたどっていきます。また特徴的なのが、年少人口・生産年齢人口の人数・割合共に減少する一方、老年人口は人数・割合共に増加している点です。

それぞれの区分を平成 32 年（2020 年）と平成 72 年（2060 年）で比較すると、年少人口は 3,458 人から 2,481 人（977 人減）へ 3 割弱の減少、生産年齢人口は 13,097 人から 10,078 人（3,019 人減）と 2 割以上の減少に対し、高齢人口は 4,164 人から 7,079 人（2,915 人増）と 1.7 倍の増加となり、年齢構成が大きく変化すると見込まれています。

図表 人数で見た年代別将来人口見込（単位：人）



図表 割合で見た年代別将来人口見込（単位：%）



年度	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総数	20,719	21,207	21,327	21,363	21,229	20,938	20,557	20,134	19,638

(3) 耐震状況

中城村役場庁舎における耐震状況については以下のとおりとなっています。

図表 耐震状況

施設類型	施設名称	耐震状況	耐震対策	備考
庁舎	中城村役場	-	-	耐震化等が行っていない

(4) 老朽化状況

中城村役場庁舎における老朽化状況については以下のとおりとなっています。

図表 老朽化状況 (単位:年・円・%)

施設類型	施設名称	築年	取得金額	減価償却累計額	老朽化比率
庁舎	中城村役場	1963年	522,181,220	423,259,861	81.1%

出典 平成27年度固定資産台帳

本計画上でいう「老朽化比率」は固定資産台帳に計上されている取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、国税庁が定めている法定耐用年数に対して取得からどの程度経過しているかを表したものです。したがって施設毎に異なる経年劣化の状況から導き出された耐用年数（物理的耐用年数）とは異なるため、あくまでも更新等のタイミングの目安とします。

$$\text{老朽化比率} = (\text{減価償却累計額} \div \text{取得価額}) \times 100$$

図表 老朽化比率による施設の定義

老朽化比率	定義
80%以上	更新時期施設（更新または除却等の行動を起こす時期に入った施設）
80%未満～60%以上	更新検討施設（更新するか否かの検討時期に入った施設）
60%未満	維持管理施設

(5) 躯体状況

現庁舎の状況を撮影した写真です。目視による確認でも経年劣化の激しさが窺えます。
庁舎正面右側の階段はコンクリート片剥落の危険があるため、立入・使用禁止としています。
(2017年10月4日 撮影者：総務課)









役場の敷地が狭いため、来客用駐車場や執務室に十分なスペースを確保できていません。
 しかしながら、庁舎の大きさや形状により、拡張ができない状況です。



(普通自動車 17 台、障害者用 2 台 計 19 台)



写真のとおり、各所において危険性があり、安全性が確保できていません。

外階段：危険箇所につき使用禁止	側面庇部分：広範囲に剥離、ひび割れ
	
側面外階段：剥離	庇：剥離
	
庇：横長にひび割れ	側面出窓下：ひび割れ
	

<p>梁：剥離</p>	<p>側面壁：剥離、ひび割れ</p>
	
<p>柱：ひび割れ</p>	<p>中階段：ひび割れ、雨漏り</p>
	
<p>壁：ひび割れ</p>	<p>手摺：ひび割れ</p>
	

<p>扉部分：縦長にひび割れ</p>	<p>床：ひび割れ</p>
	
<p>床：損壊</p>	<p>床：ひび割れ</p>
	
<p>屋上庇：剥離、ひび割れ</p>	<p>屋上床：損壊</p>
	



以上のように庁舎の広範囲にわたってひび割れ、損壊、剥離、執務室内の雨漏り等が見られます。それぞれの劣化箇所の補修では十分な安全性の確保は困難な状況と言えます。

(6) 維持コスト状況

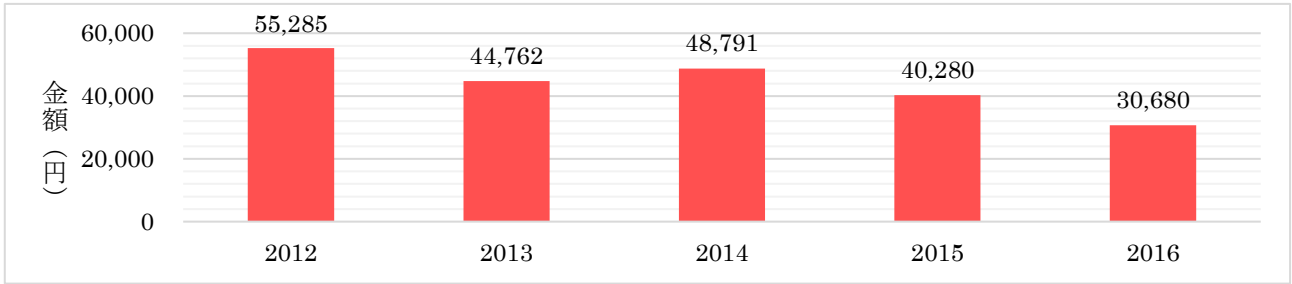
中城村役場庁舎の過去5年間における年間維持コスト状況の推移については以下のとおりとなっています。

ガス・水道料金についてはシャワー使用の中止、湯茶をレンタルサーバーに切り替えたことにより、減少しています。電気利用料については旧式の空調機を現在の機種へ入れ替えたことや照明を一部LEDに切り替えたことによって節電効果が表れています。

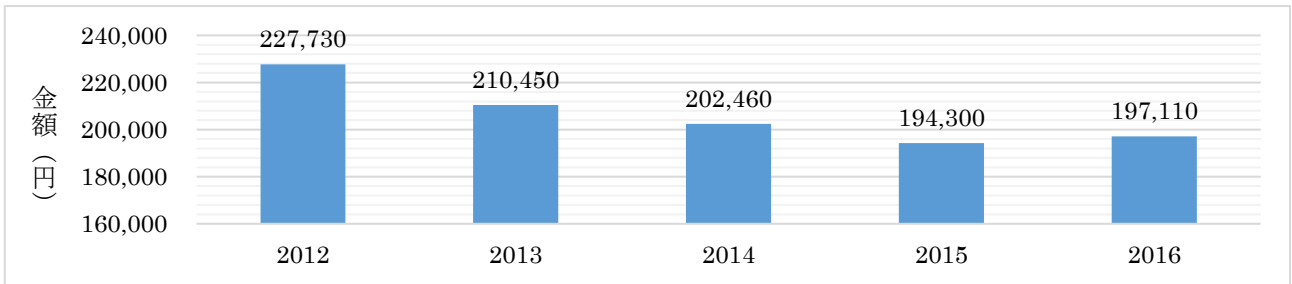
図表 施設別維持コスト（ガス料金・水道料金・電気利用料）単位：円

	2012	2013	2014	2015	2016
ガス料金	55,285	44,762	48,791	40,280	30,680
水道料金	227,730	210,450	202,460	194,300	197,110
電気料（庁舎のみ）	6,856,726	7,157,804	7,162,037	7,039,124	6,157,918
合計	7,139,741	7,413,016	7,413,288	7,273,704	6,385,708

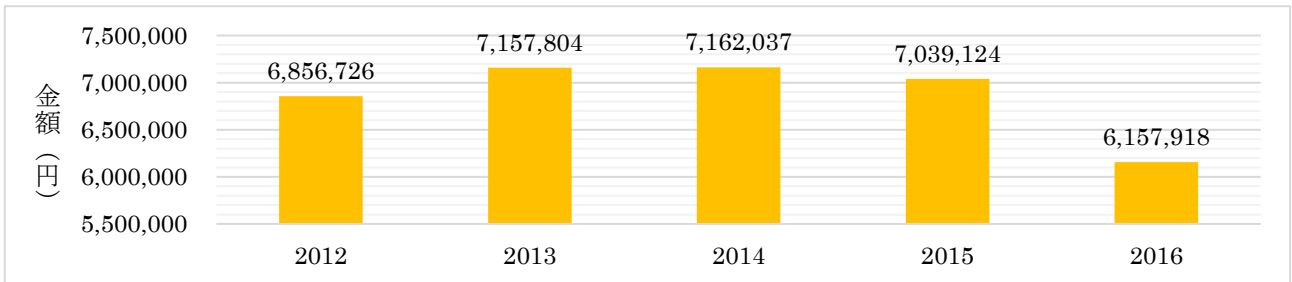
図表 ガス料金



図表 水道料金



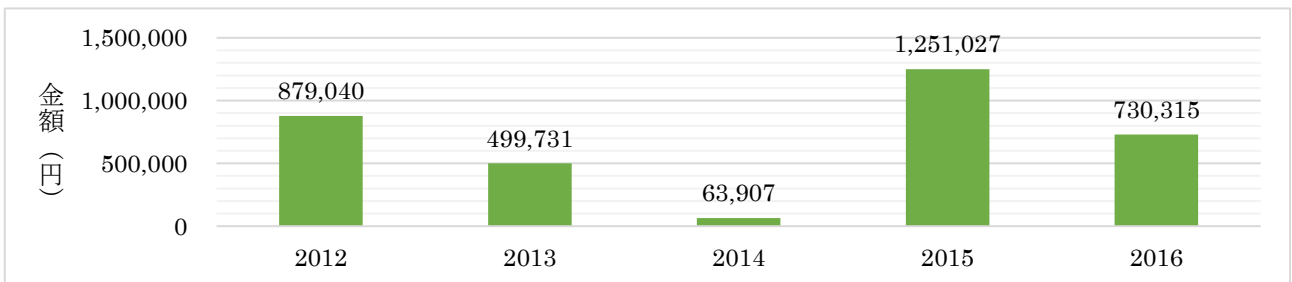
図表 電気利用料



図表 施設別維持コスト（修繕費）単位：円

	2012	2013	2014	2015	2016
修繕費	879,040	499,731	63,907	1,251,027	730,315

図表 修繕費



(7) 更新コスト状況

図表 更新コスト (H25年度～H32年度)

施設類型	施設名称	対応区分	費用	備考
庁舎	中城村役場	建替	1,946,184千円	庁舎移転新築

図表 費用内訳 (中城村役場新庁舎建設事業費より) (平成29年4月現在)

年度	項目	金額(円)	財源	備考
平成25年度	委託料	5,145,000	一般財源	新庁舎基本計画策定
平成28年度	委託料	57,394,440	基金充当	基本設計・実施設計
	委託料	1,976,400	基金充当	用地測量
平成29年度	報酬	96,000	一般財源	建設検討委員会委員
	需用費	200,000	一般財源	消耗品・収入印紙等
	役務費	300,000	一般財源	鑑定手数料
	役務費	300,000	一般財源	広告料
	委託料	5,452,000	基金充当	土質調査
	委託料	5,170,000	基金充当	物件補償調査
	公有財産購入費	181,000,000	基金充当	用地購入費
平成30年度	委託料	18,000,000	県補助金、一般財源	磁器探査業務
	委託料	7,320,000	基金充当	設計管理業務
	工事請負費	540,000,000	基金充当、起債充当	本体工事・外構工事
平成31年度	委託料	17,080,000	基金充当	設計管理業務
	工事請負費	810,000,000	基金充当、起債充当	本体工事・外構工事
	工事請負費	95,550,000	基金充当	ネットワーク構築等
	備品購入費	140,000,000	基金充当	備品購入費
	委託料	2,000,000	基金充当	現庁舎解体工事設計
平成32年度	委託料	8,000,000	基金充当	新庁舎へ移転費用
	工事請負費	50,000,000	基金充当	現庁舎解体工事
	その他	1,200,000	一般財源	新庁舎落成記念式典経費一式

3. 個別施設計画の方針

(1) 暫定評価を用いた方向性の検討

個別施設計画の中で暫定評価を用いて維持・長寿命化、更新（建替え・大規模改修）、用途変更、複合化、廃止（除却）いずれの方向性とするかを検討します。しかしながら、本村の役場庁舎については平成 10 年施行の中城村役場庁舎建設検討委員会設置条例に基づいて設置された委員会にて十分な検討および答申がなされ、建替えによる更新が決定しています。

(2) 複数方向性による比較

前項のとおり、建替えによる更新の結論に至っています。

(3) 施設方針の決定

平成 25 年 10 月策定の「中城村新庁舎建設基本計画」を基に本村の行政機能の拠点である庁舎を更新（建替え）し、将来にわたって安全かつ安定的な運営を実現していきます。

(参考「中城村新庁舎建設基本計画策定報告書」より抜粋)

現庁舎は昭和 40 年に現在の建物の一部が建設され、以後幾度かの増築等が行われ現在の庁舎状況になっている。建築後約 47 年が経過し、建物の経年劣化や繰り返し行われた増築等による機能性と耐震性において、問題が生じた状況となっている。建物は鉄筋の爆裂等によるコンクリート片の落下、建物内部の仕上げの剥がれ、また雨漏り等の問題が生じている状況である。また、建物自体の耐力の低下は、防災拠点としての庁舎の役割を果たすことが困難な状況でもある。庁舎は村民へのサービスを行う施設であるが、現庁舎は、敷地が前面道路とレベル差があり、また施設の狭あい化等による建物利用の不便さがあるため、様々な人々へのサービスが難しく、ユニバーサルデザインや沖縄県の福祉のまちづくり条例等に対応していくことが難しい状況となっている。

さらに、行政需要の増加や業務の多様化、また窓口や組織の分散化等により、村民の利便性・事務処理の効率性の低下を招く状況となっている。

このような状況解決のため、現庁舎の新庁舎建設にむけての基本的な考え方を策定していくことが必要である。

新庁舎は、一自治体の庁舎としてだけでなく、周辺の市町村をはじめとする広域行政、生活文化圏の拠点として、地域の発展と魅力的な都市圏の形成に努める役割を担う必要がある。

「中城村新庁舎建設基本計画策定」は、これまでの新庁舎建設をめぐる検討と沖縄県における中城村の役割も踏まえて、本村が目指す庁舎像を明らかにし、新庁舎の指針となる基本的な考え方を示すものであり、今後策定される「基本設計」「実施設計」において、より詳細な検討・設計を行う際の指針となるものである。

(これまでの流れ・経緯)

- 平成 10 年 中城村役場庁舎建設検討委員会設置条例、中城村役場庁舎建設準備委員会設置要綱の制定
- 平成 13 年 第 2 次中城村役場庁舎建設検討委員会
- 平成 25 年 中城村役場庁舎建設準備委員会、中城村新庁舎建設基本計画策定報告書の策定
※中城村新庁舎建設基本計画策定報告書については村のホームページに掲載
- 平成 26 年 中城村役場庁舎建設検討委員会
(平成 26 年度 第 1 回) 平成 26 年 7 月 3 日
・委嘱状交付
・中城村庁舎建設検討委員会設置条例について
・委員長、副委員長選出
・委員会の運営について、これまでの経緯
(平成 26 年度 第 2 回) 平成 26 年 11 月 26 日
・新委員への委嘱状交付
・西原町新庁舎視察 (複合施設、免震構造採用)
・北谷町への庁舎についてのアンケート結果説明
(平成 26 年度 第 3 回) 平成 27 年 2 月 5 日
・庁舎建設の場所の検討 (総合計画との関連、補助金や利便性の面より)
(平成 26 年度 第 4 回) 平成 27 年 3 月 23 日
・候補地の検討 (継続審議)
- 平成 27 年 (平成 27 年度 第 1 回) 平成 27 年 4 月 30 日
・答申案の検討
(6 月 29 日付)
・新庁舎建設に関する事項について (答申)
※検討委員会の答申内容については村のホームページに掲載
- 平成 28 年 (4 月 7 日) 庁舎建設プロジェクトチーム発足
・建設について
・移転場所について

(議会における質疑等の経緯)

- 平成 24 年度 平成 24 年から新庁舎建て替えについて、議会で質疑が行われるようになった
ひび割れ等危険なため、早期の建替えを要望
- 平成 25 年度 第 7 回定例会で、耐震化補強ではなく建て替えを選択することを総務課長から答弁
施政方針の中で、新庁舎基本計画の素案の検討を表明
- 平成 26 年度 施政方針の中で、新庁舎候補地の検討を表明
- 平成 27 年度 第 7 回定例会で、新庁舎基本計画策定報告で示された候補地の 4 案から庁舎建設検
討委員会からの答申で 3 カ所に絞られる
施政方針の中で、新庁舎候補地の選定を表明
- 平成 28 年度 施政方針の中で、庁舎建設プロジェクトチームを発足し、候補地の選定、基本設計、
実施設計を進めることを表明
第 3 回定例会で、庁舎建設プロジェクトチームから B ゾーンが適している旨の報告
に基づく質問
第 6 回定例会で、9 月の新庁舎建設場所の説明会、11 月の新庁舎設計業務プロポー
ザル審査結果の報告
- 平成 29 年度 施政方針の中で、新庁舎の候補地決定を受け、基本設計、実施設計を進めることを
表明

※一般質問については、議会だより Vol.45 (H27.12.18 発行) ~ Vol.53 (H29.12.5 発行) に掲載

(4) 具体的なスケジュールの検討

旧庁舎から新庁舎への移行スケジュールについては図表のとおりです。新庁舎着工は平成30年10月、建物の完成は平成32年7月を予定しています。

図表 庁舎建設スケジュール 「中城村役場庁舎建設スケジュール(案)(平成30年1月現在)」より

内 容	種 別	期 間
庁舎建設位置決定	内部協議(庁舎建設PT)	平成28年4月～平成28年9月
議会説明	用 地	平成28年7月～平成28年7月
住民説明	用 地	平成28年9月～平成28年9月
地権者説明会	用地取得	平成28年6月～平成28年6月
事業同意交渉	用地取得	平成28年7月～平成28年11月
新聞広告	用地取得	平成30年1月～平成30年1月
事業説明会	用地取得	平成30年2月～平成30年2月
用地交渉	用地取得	平成29年4月～平成30年7月
事業認定	関係機関手続	平成30年4月～平成30年6月
用地鑑定評価業務	調査業務	平成29年10月～平成29年12月
国税事前協議	関係機関手続	平成29年7月～平成29年8月 平成30年4月～平成30年5月
土地売買契約	用地取得	平成30年7月～平成30年9月
土地借地契約	用 地	平成30年4月～平成30年5月
登記申請	関係機関手続	平成30年9月～平成30年10月
物件調査業務委託	調査業務	平成29年11月～平成29年12月
物件補償費	補償費	平成30年7月～平成30年9月
用地の測量	調査業務	平成28年12月～平成29年3月
地質調査	調査業務	平成29年5月～平成29年8月
地区計画・開発許可 協議	協 議	平成28年12月～平成29年9月
基本設計業務	設 計	平成28年12月～平成29年9月
実施設計	設 計	平成29年10月～平成30年3月
農振法に基づく農用地変更	中城農業振興地域整備計画総合見直し	平成28年8月～平成30年2月
農地法に基づく農地転用申請	関係機関手続	平成30年2月～平成30年3月
開発許可	関係機関手続	平成29年9月～平成30年1月
建築確認	関係機関手続	平成30年1月～平成30年3月
工事監理	監 理	平成30年10月～平成32年7月
磁気探査業務	調査業務	平成30年9月～平成31年2月
建設工事	工 事	平成30年10月～平成32年7月
物品購入契約(備品)	調 達	平成32年4月～平成32年12月
事業継続計画	策 定	平成29年10月～平成30年3月
個別施設計画	策 定	平成29年8月～平成30年1月
ネットワーク構築委託業務	設 計	平成29年8月～平成30年10月
ネットワーク構築費	工 事	平成30年9月～平成32年12月
議会システム	調 達	平成32年4月～平成32年12月
電話の新設工事	工 事	平成31年10月～平成32年11月
引っ越し	運 搬	平成32年10月～平成33年1月
解体(跡地利用にも関係の為未定)	工 事	平成33年以降
起債 市町村役場機能保全事業29年度～32年度	申 請	平成30年4月

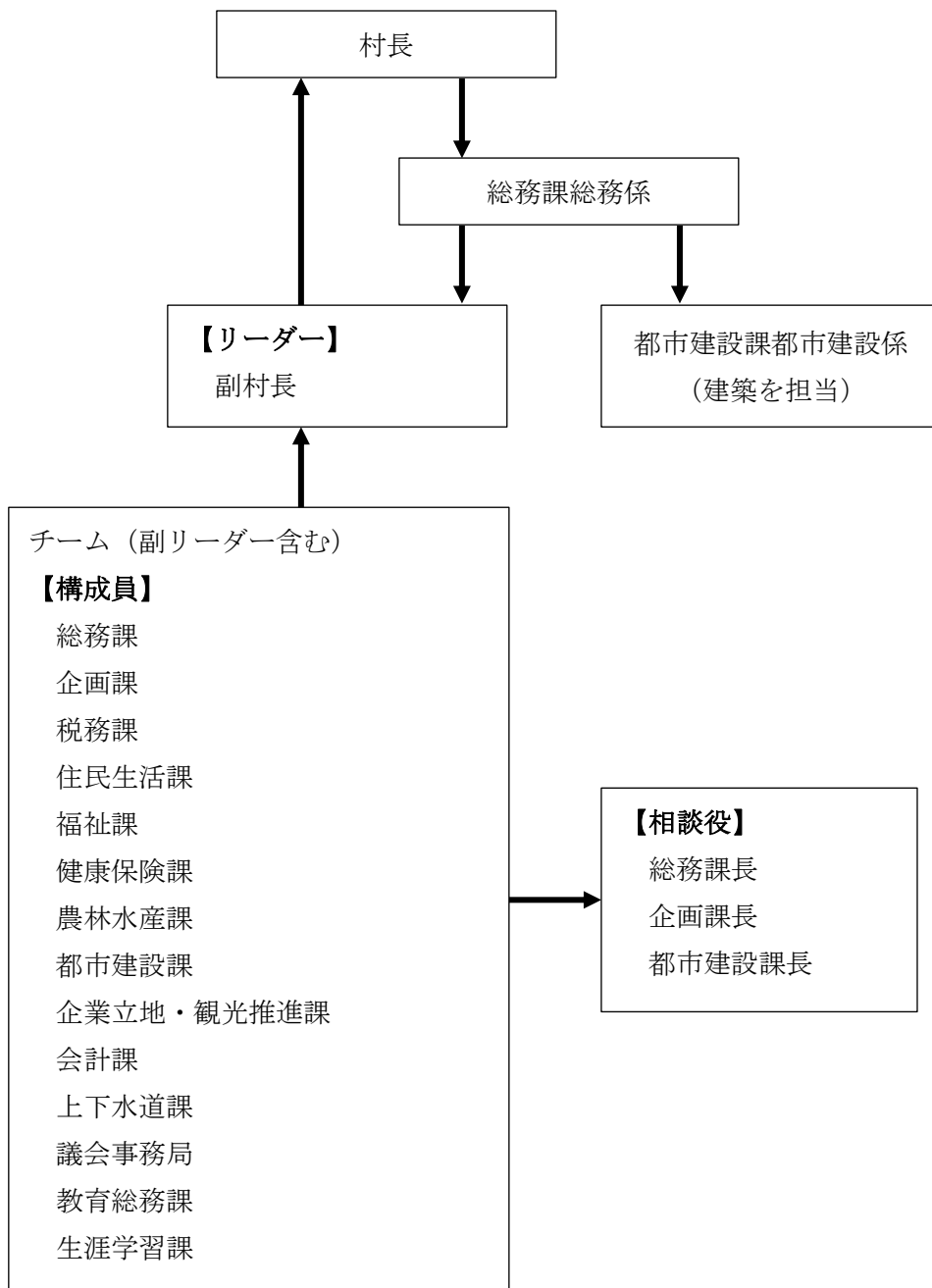
4. 体制構築

【庁舎建設】

新庁舎の完成・移転については、総務課を主管課とします。建設については、都市建設課にて担当します。特定の事課題について調査、研究をする必要がある場合は、新庁舎プロジェクトチームで課題整理を行い速やかに村長に報告を行います。

【維持管理】

供用開始以降は、施設担当部署である総務課で維持管理を行っていきます。



※構成員は全14課から1~2名を選抜

5. 更新後の維持管理について（フォローアップ）

（1）新庁舎の維持管理について

新庁舎の建物完成後は以下のとおり、定期的なメンテナンスを行いながら適切に管理します。またスケジュールに関わらず実際の庁舎の状況に応じて必要な補修等を行います。常に予防保全の観点から適切に実施するものとします。

図表 メンテナンススケジュール 「中城村役場メンテナンススケジュール」（平成 29 年 4 月現在）より

内容	種別	1 年目 (2021 年)	2 年目 (2022 年)	3 年目 (2023 年)	4 年目 (2024 年)	5 年目 (2025 年)	
瑕疵検査	建築		1 年以上 2 年未満で				
	電気設備		1 年以上 2 年未満で				
	機械設備		1 年以上 2 年未満で				
	外構		1 年以上 2 年未満で				
定期報告	建築物		各年 4 月から 12 月迄に行う			各年 4 月から 12 月迄に行う	
	非常用照明	毎年 4 月から 12 月迄に行う					
	防火設備						
	エレベーター						
消防	毎年 4 月から 12 月迄に行う						
メンテナンス	外壁塗装						
	屋上防水						
	受変電設備	毎月点検及び法定点検					消耗品交換
	照明設備						
	空調設備	フィルター及びパネルの清掃、ガス残量点検					消耗品交換
	換気設備	フィルター及びパネルの清掃					消耗品交換
	衛生設備	水質検査及び受水槽の清掃、各ポンプ点検					消耗品交換
	防火設備	各センサー及び設備動作確認					消耗品交換

内容	種別	6 年目 (2026 年)	7 年目 (2027 年)	8 年目 (2028 年)	9 年目 (2029 年)	10 年目 (2030 年)
瑕疵検査	建築					
	電気設備					
	機械設備					
	外構					

内容	種別	6年目 (2026年)	7年目 (2027年)	8年目 (2028年)	9年目 (2029年)	10年目 (2030年)	
定期報告	建築物			各年4月から 12月迄に行う			
	非常用照明	毎年4月から12月迄に行う					
	防火設備						
	エレベーター						
	消防						
メンテナンス	外壁塗装					塗装塗り替え 最適時期	
	屋上防水					防水塗り替え 最適時期	
	受変電設備	毎月点検及び法定点検				消耗品交換	
	照明設備					器具交換	
	空調設備	フィルター及びパネルの清掃、ガス残量点検				消耗品及び メイン部品交換	
	換気設備	フィルター及びパネルの清掃				消耗品及び メイン部品交換	
	衛生設備	水質検査及び受水槽の清掃、各ポンプ点検				消耗品及び メイン部品交換	
	防火設備	各センサー及び設備動作確認				消耗品及び メイン部品交換	

内容	種別	11年目 (2031年)	12年目 (2032年)	13年目 (2033年)	14年目 (2034年)	15年目 (2035年)	
瑕疵検査	建築						
	電気設備						
	機械設備						
	外構						
定期報告	建築物	各年4月から 12月迄に行う			各年4月から 12月迄に行う		
	非常用照明	毎年4月から12月迄に行う					
	防火設備						
	エレベーター						
	消防						
メンテナンス	外壁塗装						
	屋上防水						
	受変電設備	毎月点検及び法定点検				消耗品及び メイン部品交換	
	照明設備						
	空調設備	フィルター及びパネルの清掃、ガス残量点検				消耗品交換	
	換気設備	フィルター及びパネルの清掃				消耗品交換	
	衛生設備	水質検査及び受水槽の清掃、各ポンプ点検				消耗品交換	
	防火設備	各センサー及び設備動作確認				消耗品交換	

内容	種別	16年目 (2036年)	17年目 (2037年)	18年目 (2038年)	19年目 (2039年)	20年目 (2040年)
瑕疵検査	建築					
	電気設備					
	機械設備					
	外構					
定期報告	建築物		各年4月から 12月迄に行う			各年4月から 12月迄に行う
	非常用照明	毎年4月から12月迄に行う				
	防火設備					
	エレベーター					
	消防	毎年4月から12月迄に行う				
メンテナンス	外壁塗装					塗装塗り替え 最適時期
	屋上防水					防水塗り替え 最適時期
	受変電設備	毎月点検及び法定点検				消耗品交換
	照明設備					器具交換
	空調設備	フィルター及びパネルの清掃、ガス残量点検				機器交換
	換気設備	フィルター及びパネルの清掃				機器交換
	衛生設備	水質検査及び受水槽の清掃、各ポンプ点検				機器交換
	防火設備	各センサー及び設備動作確認				機器交換

(2) 旧庁舎の建物について

旧庁舎については老朽化が著しく、またアスベストを含有している可能性が高いため、他用途への転換は不可能と判断し、早急に解体することとします。

解体の時期は中城村役場新庁舎建設事業費の中では平成33年度以降に予定しています。

(3) 旧庁舎跡地利用について

旧庁舎敷地は4分の1が村所有、4分の3が借地ではあるものの、他用途での活用について引き続き検討を重ねます。

中城村マスコットキャラクター

